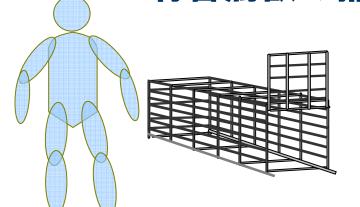
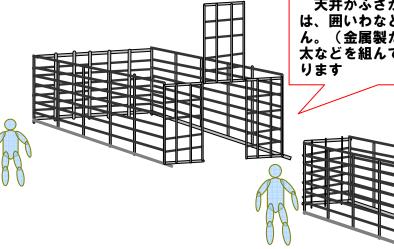
## 有害鳥獣の捕獲許可制度について



こうした形のわなを「箱わな」といいます。 大きさや、仕掛けはさまざまですが、基本的に、中に入った動物が、エサをくわえたり、引いたりすることで、とびらが閉まって、中に動物が閉じ込められる仕組みです。

大型のものは、「箱おり」と呼びますが、仕組みは同じです。



天井がふさがっているものは、囲いわなとは言いません。(金属製だけでなく、丸太などを組んで作る場合もあります

こうした形のわなを「囲いわな」といいます。 中に入った動物が、エサをくわえたり、引いたりすること で、とびらが閉まって、中に動物が閉じ込められる仕組み は、「箱おり」と同じですが、天井がないのが特徴です。 主にイノシシ、シカの捕獲に使うことができます。

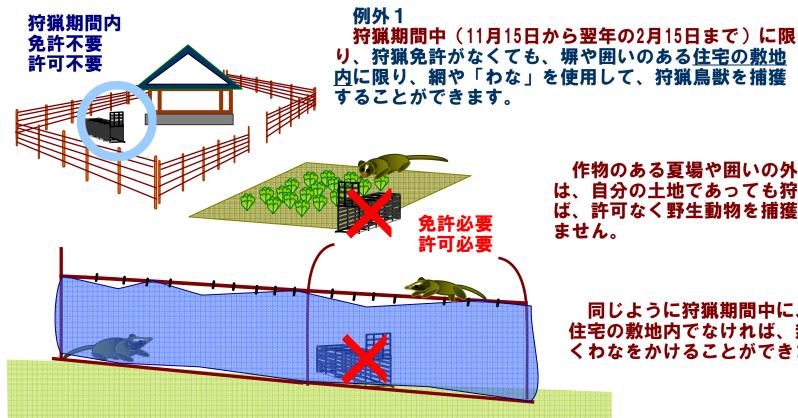
※ 壁をよじ登ることができる小動物や、クマ、サルなどの捕獲はできません。

こうしたわななどを「猟具」といいます。

「猟具」を使用して野生動物を捕獲するためには、基本的には「狩猟免許」が必要です。

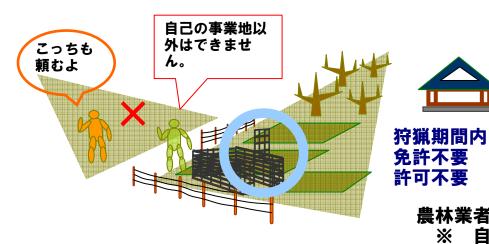
また、野生動物を捕獲するためには、都道府県(地方事務所長) や市町村長の許可を得る必要があります。

ただし、例外もあります。



作物のある夏場や囲いの外にある畑などで は、自分の土地であっても狩猟免許がなけれ ば、許可なく野生動物を捕獲することはでき ません。

同じように狩猟期間中に、囲いがあっても 住宅の敷地内でなければ、無免許で、許可な くわなをかけることができません。



## 例外 2

狩猟期間中(11月15日から翌年の2月15日まで)に限り、 農林業者が事業に対する被害を防止する目的で自身の所有 する農林業敷地内に設置した「囲いワナ※」により「狩猟 獣」を捕獲することができます。

※ わなの構造(天井がない)ため、捕獲できるのは、 イノシシ、シカに限られます。

農林業者=農林業で一定の収入を得ている者 ※ 自家用菜園しかない方は該当しません。